

ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯の収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金が支給されます。

支給には「基本給付」と「追加給付」があります。

●対象者および支給額

(1) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方

【基本給付】

令和2年6月分の児童扶養手当の受給者には、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円が支給されます。なお、申請は不要です。

【追加給付】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった場合は、さらに1世帯5万円が追加で支給されます。こちらは申請が必要です。

(2) 公的年金等^{*1}を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けられない方^{*2}

公的年金等を受けていることにより、児童扶養手当額が0円（全部停止）となっている方も、支給対象となる場合があります。

※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2 既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けているだけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止または一部停止されたと推測される方も対象となります。

【基本給付】

公的年金給付等（非課税のものを含む）を受給されている方は、その受給額を含み、平成30年中の収入額が児童扶養手当を受けられる水準を下回る場合に、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円が支給されます。

【追加給付】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった場合は、さらに1世帯5万円が追加で支給されます。

支給を受けるには、【基本給付】【追加給付】ともに申請が必要です。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が減少した方（基本給付のみ）

【基本給付】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受けられる水準まで収入が下がった場合に、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円が支給されます。

支給を受けるには、申請が必要です。

●申請期間

令和2年8月1日から令和3年2月28日まで

●その他

(1)、(2)に該当する方へは、7月中旬に通知を発送していますのでご確認ください。

(3)に該当する方は、申請期間に担当窓口へご相談ください。

申請書等、詳細は埼玉県のHP（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/hitorioya-kyuuu.html>）をご覧ください。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線134